

高知県専門医認定支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県専門医認定支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 新専門医制度の仕組みが円滑に構築され、地域医療への配慮や研修機会の確保に資するよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上及び医療提供体制の改善を図るため、県は、国が定める「専門医認定支援事業実施要綱」（平成26年6月20日医政発第0620号厚生労働省医政局長通知「専門医認定支援事業の実施について」）に基づき、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定による許可を受けた病院若しくは診療所又は同法第8条の規定により届出した診療所の開設者が行う次に掲げる事業に要する経費に対して補助する。

- (1) 医師不足地域の研修医療機関において専門研修を促進するため、高知県及び高知地域医療支援センターと連携して、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定を行う事業
- (2) 医師不足地域の研修医療機関において、地域医療に配慮した形で専門研修を促進するため、高知県及び高知地域医療支援センターと連携して、指導医の派遣又は指導医による出張指導を行う事業
- (3) 高知県が策定したキャリア形成プログラムに基づき、研修医療機関において専門研修を促進するため、指導医の派遣又は指導医による出張指導を行う事業
- (4) 地域医療に従事する総合診療専門医の育成を促進するため、へき地・離島等の医療機関において、総合診療研修を行う事業

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象事業に対する補助金の額は、予算の範囲内とし、算定方法は次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の申請においては、別表第1の第1欄の種目に対し、同表の第2欄に定める基準額と同表の第3欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定する。

なお、実績報告においては、実支出額と比較して少ない方の額を選定する。

- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された補助金の1,000円未満の額については、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、別記第1号様式とし、1部を知事に提出するものとする。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業の内容又は事業に要する経費の配分の変更をする場合には、別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出し知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額、配分の変更の範囲内で、同等の目的を果たすと認められるものは、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならないこと。この場合において、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることができる。
- (6) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非公開項目以外の項目は、原則として開示すること。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。

(実績報告)

第6条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第4号様式とし、補助事業完了後1月以内、又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度4月20日までに1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させるこ

とができる。

- (1) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- (2) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 交付すべき金額が確定した場合において、既にそれを超える補助金が交付されているとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号から第6号までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
第2条第1号に定める事業	1 プログラム当たり 1,814 千円	専門研修プログラムの策定に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
第2条第2号及び第3号に定める事業	1 か所当たり 3,560 千円 （産科・小児科の場合） 1 か所当たり 5,134 千円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12 とする。	指導医の派遣等（代替医師雇上及び出張指導）に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 社会保険料
第2条第4号に定める事業	1 か所当たり（往復分） 322 千円	へき地・離島等における総合診療研修に必要な次に掲げる経費 旅費

別表第 2（第 5 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認めれる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。